

## 平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置

平成27年1月30日付けで国土交通省は「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定し公表しました。

改定前の平成26年2月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比べ全国平均で4.2%上昇となり、また、平成26年6月の公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられたことも踏まえ、各都道府県・政令指定都市に対し新労務単価の早期適用に努めるよう求めています。

さらに国は、平成27年1月30日付け「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」において、平成27年2月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算した工事について、受注者が新労務単価に基づく契約に変更するための協議を請求できる特例措置を定めるとともに、一定の既契約工事についても、賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項を運用することとし、都道府県・政令指定都市においても、これを参考に適切な運用に努めるよう要請しています。

本市は、公共工事の工事費の積算に用いる労務単価を、国の新労務単価に準じて平成27年2月1日付けで改定しておりますが、国の要請を踏まえ、次のとおり「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」を定めます。

### 1 対象契約

契約日が平成27年2月1日以降の工事請負契約のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算している工事。

### 2 特例措置の内容

受注者は、川崎市工事請負契約約款第59条の規定により、新労務単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができる。

#### ※川崎市工事請負契約約款第59条

この約款に定めるもののほか必要な事項については、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）によるほか、その都度発注者と受注者が協議して定めるものとする。

### 3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

#### 4 請求期限

この特例措置に基づく請負代金額の変更にかかる受注者からの協議の請求期限については、契約日から3か月以内若しくは完成の届出がなされるまでのいずれか早い時期とする。

#### 5 運用開始日

この特例措置は平成27年2月13日より運用を開始する。